

仕 様 書

この仕様書は、広島市立広島市民病院における超音波骨折治療器の賃貸借について必要な事項を定めるものとする。

1 対象物件

契約対象物件	設置場所
超音波骨折治療器セーフス又は 超音波骨折治療器アクセラス又は それぞれの後継機種	使用者宅等発注者の指定する場所

この仕様書における超音波骨折治療器とは次のものをいう。

- (1) 骨折観血的手術後の患者又は難治性骨折患者に対し超音波治療法を実施できるもの
 - (2) 診療報酬 [K047-2 難治性骨折超音波治療法] 又は [K047-3 超音波骨折治療法] が算定できるもの
- 2 機器の故障が発生し、至急対応が必要な場合には、速やかに使用者宅を訪問して対応すること。
- 3 旅行・外泊中の対応については、受注者は、使用者に機器貸与時及び使用者から旅行・外泊する旨の申し出があった時には、サポート体制、機器取扱等について説明するものとする。
- 4 使用済み機器を再使用して貸与する場合は、受注者は、感染防止のため必要な消毒及び滅菌等の処理をあらかじめ行ったうえで貸与する。